

平成 30 年 9 月 11 日

株主および登録株式質権者 各位

東京都新宿区余丁町 13 番 27 号  
三井住建道路株式会社  
代表取締役 松井 隆幸  
社 長

### 株式併合および単元株式数の変更に関する公告

当社は、平成 30 年 5 月 14 日開催の取締役会および平成 30 年 6 月 28 日開催の第 7 1 期定時株主総会の決議に基づき、平成 30 年 10 月 1 日を効力発生日として、「株式併合」および「単元株式数の変更」を行いますので、会社法第 181 条の規定に基づき、下記の通り公告いたします。

#### 記

##### 1. 株式併合

株式併合の割合	当社株式について 2 株を 1 株に併合する
株式併合の効力発生日	平成 30 年 10 月 1 日
効力発生における発行可能株式総数	3,500 万株

##### 2. 単元株式数の変更

単元株式数の変更の内容	単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更する
単元株式数の変更の効力発生日	平成 30 年 10 月 1 日

以 上

#### (ご参考)

上記に伴い、平成 30 年 9 月 26 日から、東京証券取引所における当社株式の売買単位は、1,000 株から 100 株に変更されます。

なお、株主の皆様におかれましては、特に必要な手続きはございません。